



森とおる NEWS

森とおる
事務所発行

東京都豊島区上池袋3-46-2
東京都豊島区南大塚1-19-3

自宅 〒170-0005 東京都豊島区南大塚2-6-12 TEL 03(6912)0135

6月まで再延長されました 一時的な資金の緊急貸付制度

生活福祉資金貸付

<緊急小口資金>

- 貸付上限額
20万円以内
- 返済までの据置期間
1年以内
- 返済期限
2年以内
- 貸付利子・保証人
無利子・不要

<総合支援資金>

- 貸付上限額
(二人以上) 月20万円以内
(単身) 月15万円以内
- 貸付期間
原則3月以内
- 返済までの据置期間
1年以内
- 返済期限
10年以内
- 貸付利子・保証人
無利子・不要

申し込み 豊島区民社会福祉協議会
電話 03-6388-5017

新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減るなどして生活にお困りの方が依然として大勢いらっしゃると思います。私に寄せられる相談でも、生活資金にお困りのケースが多く、その際には生活福祉資金貸付制度を紹介しています。

政府は以前から、低所得世帯に対して生活費の必要な資金の貸付を行う生活福祉資金貸付制度を実施してきました。

この制度を新型コロナウイルスの

影響を踏まえて対象世帯を低所得世帯以外にも拡大し、収入の減少や休業、失業により生活資金を必要とする方々に特例措置を実施しています。他にも貸付額や返済期間などについても条件が緩和されています。

特例措置の期限は二度にわたり延長され3月末までとされていましたが、新型コロナウイルスが拡大傾向にあるため、さらに6月末まで再延長されました。

この制度は、保証人は不

要で無利子です。しかも返済は1年後からなので、カードローンなどから借りる前に検討してみたいかがでしょうか。

2つの貸付制度

制度には「緊急小口資金」と「総合支援資金」の2種類があります。

先に総合支援資金に申し込んでしまうと、あとからは緊急小口資金に申請ができませんので注意が必要です。

総合支援資金は3か月にわたり借りることができる。

住民税非課税世帯は 償還の免除も

今回の特例措置では、返済時においても所得の減少が続いている「住民税非課税世帯」については、償還を免除することができるとなっています。

もっと詳しく知りたい、検討してみたいと思われる方はご連絡ください。